

平成25年度

与謝野町財政援助団体等監査報告書

平成25年11月

与謝野町監査委員

平成25年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査(公の施設指定管理者監査)

2 監査の対象 出資団体 タンゴフロンティア株式会社
所管課 商工観光課

指定管理者 合同会社コミュニティ野田川
所管課 商工観光課

3 監査の種別 財政援助団体監査等 出資団体及び公の施設指定管理者監査

4 監査の範囲 平成24年度に執行された出資団体及び公の施設管理等に係る出納並びに業務実施状況等

5 監査の実施日時・場所 平成25年11月12日(火)

(1) タンゴフロンティア株式会社(場所 道の駅シルクのまぢかや)
午前9時15分～午前10時00分

(2) 合同会社コミュニティ野田川(場所 京都府野田川ユースセンター)
午前10時25分～午前11時20分

6 監査の主眼及び実施方法

団体の事業が出資目的に沿って適切に運営されているか、出資に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、また、公の施設管理等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、それぞれ関係書類の検査を行うとともに、所管課長等及び指定管理者等から事業概要について聴取を行った。

7 監査結果

(1) 出資団体 タンゴフロンティア株式会社

出資に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。

京都縦貫自動車道の延伸等による道路事情の厳しい中、地元製品の販売等や誘客についての様々な努力をされている。今後、ますます厳しい運営が予測される中、ネット販売促進や情報発信基地として、観光客や地元住民にとって魅力ある道の駅を目指されることを期待する。

(2) 指定管理者 合同会社コミュニティ野田川

公の施設管理等に係る出納その他の事務は適正に処理されており、特に問題はなかった。

広く多くの施設の管理をされ、安価で質の高いサービスを提供されている。ただ、ユースセンターは施設の老朽化に伴い、屋根の雨漏りや食堂の床のきしみなどが見受けられる。大事に至らないうちに早急な修繕が必要であると考ええる。

また、経年による根本的な修繕が必要な時期にあたり、青少年の施設としてのあり方も含めて検討しなければならない転換期にきており、今後、京都府も含め理事者との協議が必要ではないかと考える。